

昭和貳拾年拾月拾貳日開催
第參拾四回理事會議事

法人團
同盟通信社

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text appears to be organized in columns, possibly containing minutes or a list of items.)

社団法人同盟通信社第拾四回理事會議事錄

昭和貳拾年拾月拾貳日正午開會、同午後壹時閉會

會場 東京都麹町區日比谷公園二番

社団法人 同盟通信社

理事總員 參拾六名

出席理事 (委任狀共) 參拾貳名

高石眞五郎	伊藤正徳	小汀利得	坂口義親	嵯峨保吉	山本實一
一力次郎	生田武夫	大橋八郎	矢部謙次郎	北野吉内	橋本富三郎
小坂武雄	原田謙二	高田元三郎	山田金次郎	古村精一郎	朝倉斯道
阿部暢太郎					

法社人開 同盟通信社

伊豆富人	木下猛	島山敏行	松本重治
東中橋吉彦	野中橋吉彦	上田碩三	鷹崎壽
後川晴之助	古野伊之助	堀義貴	
常務監事 築田欽次郎	監事 福田英一助	理事會會長 高石眞五郎	議長

會 議 經 過

高石會長議長席ニ着キ開會ヲ宣シ日程ニ入ル

第一號議案

定款第三十七條ニ依リ解散ニ因ル殘餘財產處分ノ件

古野社長ヨリ本社定款第三十七條ニハ解散ノ場合ニ於ケル殘餘財產ニ付テハ其ノ歸屬者ハ理事會ニ於テ定ムトアルニ依テ本日ノ臨時社員總會ニ於テ解散ノ決議成立シ主務官廳ノ認可ヲ得清算手續ヲナシタル結果殘餘財產ヲ生ジタル場合ニ於ケル其ノ歸屬者ノ決定ニ關シ豫メ理事會ニ於テ決議ヲナシ置カレタキ旨ヲ説明シ滿場一致左ノ通り承認可決シタリ

一、本社解散シ清算ノ結果殘餘財產ヲ生ジタル場合ニ於テ其ノ歸屬者ノ決定ニ付テハ之ヲ清算人ニ一任ス、
尙左ノ事項ニ付キ諒解ヲ得タリ

一、六月貳拾六日開催ノ第參拾貳回理事會ニ於テ承認ヲ得タル通り昭和拾九年度支那及南方特別會計收支計算書不足金合計六百參拾萬

法人團 同盟通信社

圖ハ現地トノ連絡不能、輸送船舶沈没ニヨル會計書類喪失等ノタメ正確ナル計數判明セズ一部指定ニ依リタルモノアリ從テ清算ノ結果ハ目下ノ處置明確ナラザルモ當局ノ指示ニ依リ不取敢昭和貳拾年度助成金ヲ以テ補填スルコトトシタルコト

一、昭和貳拾年度同ジク超過不足金ハ政府ニ於テ可然調整處理方當局ノ諒諾ヲ得タルコト

一、支那及南方勤務職員ノ内地へ歸還スルマデノ留守宅ニ對スル生活費即チ俸給引當金及其ノ間ニ於ケル清算事務所費等ニ付テハ別途準備シ愈々最後ニ之等ノ清算ヲ結了シタル場合ノ處置ニ付テハ第一號議案ノ通り處理スルコト

次デ小坂理事（信濃毎日新聞社）ヨリ發言アリ役員ニ對スル退職慰勞金ニ付質問アリ小委員ヲ擧ゲテ別室ニテ協議ノ結果役員ニ對スル退職慰勞金ハ七拾萬圓ヲ限度トシテソノ支給額及時期ニ關シテハ左記委員ニ一任スルコトトナリタル旨議長ヨリ報告アリ滿場異議ナク之ヲ承認シタリ

小委員

伊藤 正徳

原田 讓二

小汀 利得

中瀬 義親

小坂 武雄

最後ニ古野社長ヨリ同盟結成以來十年ニ亘ル理事各位ノ後援ニ對シテ
謝辭ヲ述ベタリ

以上ヲ以テ議事終了ノ旨ヲ高石會長ヨリ宣シ閉會ス
昭和貳拾年拾月 日

議長

高石 貞五郎

理事

北野 吉次郎

理事

法人團 同盟通信社

第卅四回理事會説明資料

第一號議案

定款第三十七條ニ依リ解散ニ因ル殘餘財産處分ノ件

同盟通信社は曩の理事會の御決定に基き愈々本日午後一時より臨時社員總會を開き解散の件を附議致しましてその議決を待つて解散致す運びとなりましたが、同盟の定款第三十七條に依りますと

本社解散シ殘餘財産アルトキハ理事會ノ決議ニ依リ其ノ歸屬者ヲ定ム

と規定されてありますので社員總會開催に先き立ち皆様にお集り頂いて豫じめ御承認を得て置きたいと存ずる次第であります。

即ち社員總會に於きまして豫定の通り解散の決議が成立致し清算の結

法人 同盟通信社

果殘豫財産が生じた場合その歸屬者を定むることを清算人に御一任願ひたいのでありましてこの際清算人に一任するといふ御決議をお願いする次第であります。

尚

第三十二回理事會で昭和十九年度決算御報告の際御承認を得ました通り支那及び南方特別會計に關しましては現地インフレーション激

化に伴ふ不足金として支那特別會計に於て約四百萬圓、南方特別會

計に於て約二百三十萬圓合計約六百三十萬圓の不足金を生じました

これは實際の數字が揃つた上清算してみないとどういふ結果になる

か今のところ判然と致しませんが、この不足金は昭和二十年度助成

金を以て補填する心算にしております。

その實際の數
一部は定に
よつたを
あつた

當分の指示によつて

ニ次に廿年度の同じく超過不足金につきましてはこれまた何千萬圓重
に上るか到底予想も出来ないものであります、これは政府に於て然
るべく調整處理して貰ふやう當局の諒諾を得て居ります。

三右の外支那及南方職員の内、内地へ歸還するまでの留守宅に對する生活
費即ち俸給の引當金及びその間の世話をみる清算事務所費等も別に
準備することとしてゐますが、愈々最後にこれ等の清算を結了し、殘餘
財産を生じた場合はこれを國庫に歸屬せしめたいと考へて居ります
この點豫じめ御諒承置き願ひます。

(了)

(極秘)

昭和二十年十月四日

△支那及南方經費不足金處理に關する件

昭和二十年度弊社海外通信特別施設に對する助成金一千四百十六萬四千九百二十圓は本年七月末迄に全額御下附相成候處右の内六百三十萬圓は當局の御指示に従ひ昭和十九年度中に於ける支那及南方特別會計の不足金補填に充當致候右の結果昭和二十年度助成金額は差引七百八十六萬四千九百二十圓を残すのみにて此の金額を以て本年五月六日附

法人團 同盟通信社

内閣示達に従ひ弊社の對外活動を遂行し來り候然る處弊社は今般解散の運びと相成り解散豫定の十月末迄には右二十年度助成金七百八十六萬四千九百二十圓は全額支出済と相成る見込みに有之候

就ては昭和二十年度四月以降に於ける支那及南方特別會計に關しては豫て當局の御諒諾を得候通り現地インフレーションに伴ふ超過不足金を總て之を政府に於て調整すべしとの御方針に基き可然處理方御高配相煩度此段重ねて得貴齎候